

コンクリート路面工特記仕様書

第1条 目的及び適用

- 1 この特記仕様書は林道工事におけるコンクリート路面工の施工に関し必要な事項を定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、農林土木工事共通仕様書（平成27年静岡県告示第855号）（以下「仕様書」という。）によらなければならない。

第2条 一般事項

- 1 受注者はコンクリート路面工の施工に先立ち、路床面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
- 2 受注者はコンクリート路面工の施工において、路床面に湧水等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

第3条 施工

- 1 受注者は、コンクリート路面工の型枠の設置、コンクリートの運搬にあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、コンクリート路面工の正確な仕上がり厚さ、正しい計画高さを確保するため、型枠を打設の際に移動しないよう所定の位置に据え付けなければならない。また、コンクリートの打設後20時間以上経過後、或いはコンクリートがその自重及び施工に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達した後に型枠を取り外さなければならない。
 - (2) 運搬については、仕様書第1編3-6-3運搬の規定によるものとする。
- 2 受注者は、コンクリート路面工のコンクリートの打設、締固めにあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 打設については、仕様書第1編3-6-4打設の規定によるものとする。
 - (2) 締固めについては、仕様書第1編3-6-5締固めの規定によるものとする。
- 3 受注者は、コンクリート路面工の鉄網の設置にあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 鉄網の位置は、設計図書に示されていない場合には、コンクリートの厚さの1/2の位置とする。
 - (2) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。特に曲線部については、外側部の鉄網が不足しないよう留意しなければならない。
 - (3) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。
 - (4) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷き均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。
 - (5) スペースを用いて鉄網を布設する場合、本体コンクリートと同等以上の品質

を有するコンクリート製またはモルタル製のスペーサを用いて、打ち込み中に動かないようにしなければならない。

4 受注者は、コンクリート路面工の表面仕上げにあたって、次の各号に従わなければならない。

- (1) 受注者は、コンクリート路面工の表面は荒仕上げ、平坦仕上げ、粗面仕上げの順で施工しなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリート路面工の表面を粗面仕上げとし、かつ仕上げ面は平坦で緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。
- (3) 粗面仕上げは、タインブラシ等を用いて摩擦抵抗を増すように仕上げなければならない。

5 受注者は、コンクリート路面工の目地を施工する場合に、次の各号に従わなければならない。

- (1) 目地材について設計図書に示されていない場合には、スギ板等を 4.5mに1カ所設けるものとする。ただし、鉄網を設置する場合は 8mに1カ所とする。
- (2) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。また、目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。
- (3) 目地は路面に垂直になるように施工しなければならない。

6 受注者は、コンクリート路面工のコンクリートの養生を次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 養生については、仕様書第1編3-6-9養生の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、コンクリート路面工の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。

第4条 品質管理

品質における管理基準は農林土木工事施工管理基準のセメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）によるものとする。

第5条 出来形管理

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
コンクリート路面工	幅 B, B_1, B_2	-50	施工延長 40mにつき1箇所、施工延長 40m以下のものは1施工単位に2箇所。	
	厚さ T	-10%		